

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 27 年  
5月12日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出(厚政課).....
- 公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....



### 山口県告示第百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があつた。

平成二十七年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 所在地	事業の種類	休止年月日
医療法人新生 会	岩国市麻里布 町三丁目五番 五号	デイサービス センターさく らんぼ横山ケ アセンター	岩国市横山一 丁目二番五 号	通所介 護 平成二七 五、



### (二五〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年十二月二十六日山口県公告(四三五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年五月十二日から同年六月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン長府

所在地 下関市ゆめタウン一番一号

### 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

### 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

### (二五一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年十二月二十六日山口県公告(四三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年五月十二日から同年六月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成  
二十  
七年  
五月  
十二  
日  
印刷  
発行

発  
行  
人  
所

山  
口  
県  
知  
事  
庁

平成二十七年五月十二日

山口県知事  
村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめタウン宇部  
所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。